

## 第4回石川県個人情報保護審査会議事要旨

- 1 開催日時 平成16年6月24日(木) 10:00～12:00
- 2 開催場所 金沢市鞍月1-1 県庁行政庁舎11階1103会議室
- 3 出席者氏名 審査会委員 鴨野幸雄会長、合田昌英委員、佐々木潤子委員、  
橘伸子委員、眞舘和溥委員  
警察本部 奥野登志夫警務部管理官兼情報公開室長、  
菘川昇情報公開室課長補佐  
事務局 正木総務課長、林行政情報サービスセンター  
所長、谷総務課参事、安田総務課長補佐、内本  
総務課主任主事

### 4 会議に付した事案の件名

- 審議事項 (1) 石川県個人情報保護条例の一部改正について  
公安委員会、警察本部長が実施機関に加わることについて  
(2) その他

### 5 議事の概要

#### 審議事項

石川県個人情報保護条例の一部改正について  
(公安委員会、警察本部長が実施機関に加わることについて)

これまでの経緯を事務局で説明した後、警察本部から、公安委員会、警察本部長が実施機関に加わることについての警察本部としての意見、要望が出される。

これらを踏まえ、下記項目について審議・検討を行った。

#### (1) 公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わること

※ 実施機関に加わる方向で、配慮すべき次の事項について検討する。

#### (2) 加わるとした場合、条例上検討すべき項目

##### ① 取得の制限(条例第4条)

ア 目的の明確化、目的達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法による取得(第1項)

イ 思想、信条及び信教に関する個人情報等の取得(第2項)

ウ 本人取得の原則(第3項)

※ 犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持を目的とする場合等において除外規定を設ける等、一定の配慮をすべきか引続き検討する。

② 利用及び提供の制限(条例第6条)

※ 国の行政機関法と同様の規定等を盛り込むべきか引続き検討する。

③ 電子計算機等の結合による提供の制限(条例第7条)

※ 犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持を目的とする場合等において除外規定を設ける等、一定の配慮をすべきか引続き検討する。

④ 個人情報取扱事務の登録・閲覧制度(条例第11条)

※ 国の行政機関法と同趣旨の規定等を盛り込むべきか、また、警察事務の特性に一定の配慮をすべきか引続き検討する。

⑤ その他

ア 行政機関法施行に伴う整備法との整合性(法第13条)

刑事訴訟法第53条の2関係

※ 整備法と同様の規定を設けるべきか引続き検討する。

イ 適用除外等

行政機関法第45条第1項関係

※ 国の行政機関法と同様の規定を設けるべきか引続き検討する。

(3) その他

① 警察本部の意見・要望を精査し、他県の状況も参考に次回審査会で引続き検討する。

② 10月を目途に意見をまとめることを確認する。

以 上